平成２２年（フ）第４２号
山形県酒田市錦町３丁目８番地の15　雇用促進住宅１号棟
債務者　小野　香苗
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４５号
山形県酒田市みずほ１丁目１番地の１新栄ハイツA101号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４９号
山形県酒田市亀ケ崎７丁目３番34号第２東荘３号
債務者　高橋美智子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５１号
山形県東田川郡庄内町余目字大乗向76番地６
債務者　三浦　喜恵
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５４号
山形県東田川郡庄内町清川字花崎194番地
債務者　齋藤　　実
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５６号
山形県酒田市若宮町２丁目１番３―11号　県営川南アパート３号棟、前住所山形県酒田市若宮町２丁目１番４―25号　県営川南アパート４号棟
債務者　榎本　邦雄
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２５９号
埼玉県越谷市千間台西５丁目11番地11　吉沢ハイツ206号、前住所埼玉県草加市遊馬町716番地　旭鋼管社宅103号
債務者　齋藤織津子（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
埼玉県草加市花栗４丁目14番26―406号、前住所埼玉県草加市花栗１丁目６番５―305号
債務者　村上　秀明
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
千葉県山武市埴谷664番地12
債務者　西峯　照代
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
千葉県匝瑳市椿941番地７
債務者　佐久間美智子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
千葉県香取市沢2612番地
債務者　斎田　知子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１８号
千葉県香取市岩部191番地３
債務者　山瀬　一彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１７５号
静岡県裾野市御宿1450番地　関自工裾野寮５―117号室、住民票上の住所静岡県島田市岸町1111番地の２
債務者　杉山　祐司
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
静岡県伊豆の国市南條776番地の１　ヒルズロビン405号、前住所静岡県伊豆の国市南條792番地の１　ヒルズフェニックス201号
債務者　梶　　鎭夫
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
静岡県沼津市大岡3368番地の10　プリンスガーデン沼津414号
債務者　雨宮　智嗣
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
静岡県沼津市大岡3368番地の10　プリンスガーデン沼津414号
債務者　雨宮　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
静岡県熱海市下多賀1102番地の１　ヒルズ下多賀101
債務者　根本　京子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係